

事 務 連 絡
平成 2 9 年 6 月 2 日

日本年金機構事業企画部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

「標準報酬月額の時決定及び随時改定の事務取扱いに
関する事例集」の一部改正について

健康保険法及び厚生年金保険法の標準報酬月額の時決定及び随時改定の事務の取扱いについては、「標準報酬月額の時決定及び随時改定の事務取扱いに関する事例集」の一部改正について」（平成 28 年 12 月 14 日付け厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡）において示しているところですが、今般、同事務連絡の別紙 1（標準報酬月額の時決定及び随時改定の事務取扱いに関する事例集）を別添のとおり改正することとしましたので、今後の事務の取扱いについて、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、本事務連絡の内容は、厚生労働省保険局保険課とも協議済みであることを申し添えます。